

京都市農福連携補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障害者の就労促進や居場所を創造すると共に、障害者をはじめ地域の多種多世代の人々が地域の担い手となる共生社会づくりを推進するため、障害福祉サービス事業において農業に取り組む事業（以下「農福連携事業」という。）を実施する事業所が、農業と福祉を通して地域と共生を図る事業に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者等)

第2条 補助対象者、補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表に定めることとする。

(交付申請)

第3条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第1号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

(補助事業の変更等の承認)

第4条 補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとするときは、規則第9条に規定する変更申請書は別記第2号様式によるものとし、その承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する実績報告書は、別記第3号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して1箇月経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定の後に行うものとする。ただし、知事は、必要と認める場合は、交付決定を受けた額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項ただし書の規定により概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による申請書及び請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第7条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事が別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があったときは、当該補助事業者に対し、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(財産の管理及び処分)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した

財産（以下「取得財産」という。）について、知事が別に定める様式による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数又は交付決定の日から10年のいずれか短い期間とし、同条第2号に規定する知事が別に定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 3 補助事業者は、前項に定める期間内において、処分を制限された取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、又は処分しようとするときは、あらかじめ知事が別に定める様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 知事は、前項の規定により承認を受けた補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を府に納付させることができるものとする。

（書類の整備）

第9条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。